平成２３年（フ）第１２０３号
千葉県佐倉市吉見244番地13、住民票上の住所千葉市若葉区小間子町５番地142
破産者　貞方　文彦
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０４号
千葉県市川市国府台３丁目５番４号
破産者　有限会社ミット
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６８号
千葉県船橋市丸山３丁目17番２号
破産者　奥田　益弘
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２７号
千葉市中央区新宿２丁目６番１号マックスタワー303号
破産者　株式会社ＩＷＰ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４０号
千葉県市原市八幡792番地３
破産者　石井　　正
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４７号
千葉県浦安市入船４丁目９番11号
破産者　株式会社ジャパン・ヘルスケア・サポート
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４８号
東京都港区南麻布３丁目19番21―711号
破産者　相原　博美
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
大阪府泉佐野市市場東２丁目335番地の１、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市下瓦屋267番地の１
破産者　有限会社エヌツー
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
神戸市東灘区田中町２丁目13番４号
破産者　有限会社旭神社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４７号
札幌市東区北二十七条東二十丁目２番５号
破産者　株式会社カガワアルミ工業
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１号
北海道旭川市東光５条２丁目４―12東コーポ203
破産者　株式会社ワン・ザ・フューチャー
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８００号
東京都東村山市萩山町３丁目１番地40グランベルⅡ202
破産者　山崎　菜摘
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石2123番地22
破産者　有限会社スターダストカンパニー
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
岐阜市柳津町丸野４丁目15番地　竹市丸野ハイツＢ棟102号室
破産者　古川　元也
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地　市営住宅大洞緑団地17号棟1731号
破産者　櫻井　良範
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３８号
静岡市駿河区用宗５丁目17番24号
破産者　有限会社大永電業
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
静岡県富士市吉原１丁目２番６号、前住所静岡県富士市青葉町579番地
破産者　株式会社ルナール
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８１号
静岡県富士宮市黒田215番地の１　ラ　カシタ　グリスⅢ432、前住所東京都府中市八幡町２丁目４番地の１　Ｗｉｎ府中410
破産者　朝井　正貴
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９５号
静岡県富士市厚原1150番地の１　メゾン・ド・秋山201号、前住所静岡県富士市石坂579番地の140
破産者　澤村　富子
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０１号
東京都府中市若松町２丁目８番地の33
破産者　株式会社オーク
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４９７号
奈良県生駒市小平尾町266番地10
破産者　有限会社拓麻工業
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５０号
奈良市北永井町344番地18
破産者　特定非営利活動法人さくら
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所